

■奨学給付金・学び奨学金共通

Q 1 奨学給付金と学び奨学金の両方を申請する場合、申請はそれぞれ必要ですか。

A 1回の申請で奨学給付金と学び奨学金の2つの制度の申請ができます。

(令和6年度まではそれぞれの申請が必要でしたが、令和7年度から両制度の申請を一元化し、1回の申請で両制度の申請をまとめて行うことができるようになりました。)

Q 2 親権者の一方が海外赴任のため日本国内で住民税を課されておらず、もう一方の親権者については市町村民税所得割が非課税である場合は申請することができますか。

A 親権者の一方又は双方が海外赴任のため日本国内で住民税を課されていない場合は、申請することはできません。

Q 3 申請する際に、課税期日（令和7年1月1日）に住所のあった市区町村へ住民税の申告を行っていない場合はどうなりますか。

A 審査においては、生活保護（生業扶助）受給世帯を除き、保護者等全員が非課税であることを確認しています。

住民税の申告をされていない方は、県教育委員会において、住民税課税情報を取得することができず、認定遅れや給付できない場合もありますので、事前に、課税期日（令和7年1月1日）に住民票登録をされていた市区町村の窓口で、住民税の申告手続きを行ってください。

Q 4 税額の更正により令和6年度以前の住民税が非課税となりました。この場合、遡って申請手続が可能ですか。

A 年度を遡って受給申請をすることはできません。

Q 5 家計急変とはどのような場合に対象になりますか。

A 保護者等の失職、倒産等の理由で収入が減少し、保護者等全員の向こう1年間の収入見込みが非課税相当となった世帯が対象となります。

また、保護者等の死亡、離婚等により保護者等に変更が生じた場合で、保護者等変更後の収入見込額が非課税相当となった場合も給付対象になります。

ただし、保護者等の一方のみが失職、倒産等で収入が減少し非課税相当となっても、もう一方の方が非課税相当でない場合は、給付の対象とはなりません（5ページ参照）。

Q 6 家計急変の場合の必要書類がないのですが、どうすればよいですか。

A お手元の書類で代用できるものがあるか個別に確認する必要がありますので、県教育委員会に連絡してください。

Q 7 家計急変が発生したが、複数の収入（給与収入かつ事業収入など）がある場合は、収入が減少した方の証明書類のみを提出すればよいですか。

A 家計急変後の総収入を基準に審査を行いますので、複数の収入がある場合は、すべての収入を証明する書類を提出してください（受給申請手続きの御案内4ページ参照）。

Q 8 家計急変となった日（家計急変に係る申出書）は、いつを記載すればよいですか。

A 【家計急変理由が離職、倒産、死別等の場合】
事実発生日を記載してください。

【家計急変理由が収入の減少の場合】

令和7年1月1日以降で、収入又は売り上げが減少した月の初日を記載してください。

Q 9 家計急変により申請した後に、収入が増加する見込みとなりました。この場合、何か手続きを行う必要がありますか。

A 家計急変後の収入見込みが申請時より増加することとなった場合は、県教育委員会に連絡してください。

Q 10 私は施設に入所しています。支援を受けられますか？

A 施設に入所している方で、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる生徒等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒等を除く。）が措置されている場合は、対象外となります。詳細は入所している施設等にお問い合わせください。

Q 11 私の保護者が県外に住んでいます。この場合、申請はどうしたら良いですか？

A 奨学給付金については、保護者等がお住まいの都道府県にお問い合わせください。
学び奨学金については、保護者等が県外に住んでいる場合でも、生徒が県内の国公立高等学校等に在学している場合は申請可能です。（申請書は一元化されていますが、学び奨学金にのみ申請したこととなります。）

Q 12 今年度給付を受けた場合、翌年度以降も継続して給付されますか？

A 毎年7月1日時点の課税状況により対象を決定しますので、毎年度申請していただく必要があります。
保護者等の収入状況等によっては、令和6年度に対象であった場合でも、令和7年度以降は対象外となる場合もあります（逆の場合もあります。）。

Q 13 非課税世帯に該当するのかわからない場合は、どうしたらよいですか。

A 令和7年1月1日に居住していた（住民票所在地）市役所又は市税事務所に確認をしてください。
マイナンバーカードを利用して、マイナポータルから確認することもできます。

なお、保護者等が2名いる場合は、2名とも住民税所得割額が非課税（県民税所得割額及び市町村民税所得割額のいずれもゼロ円）でなければ、対象となりませんので注意してください。

■ 学び奨学金

Q 1 学校から学校備品のコンピュータを無償で貸与してもらっていても対象になりますか。

A 「保護者等負担で購入等した場合」に該当しないため、対象になりません。

Q 2 令和 6 年度まではレシートを添付して申請しましたが、今年度も必要ですか。

A 令和 7 年度からは、学校の指示により保護者等負担でコンピュータを購入等した者に定額 25,600 円を給付する制度としたため、代金等を確認するための書類（レシート等）の添付は不要です。

なお、レシート等は故障等が生じた場合の保証証明となる場合がありますので、処分等する場合は注意してください。

Q 3 生徒用コンピュータを紛失又は破損し、購入し直した場合、再度申請することができますか。

A 定額 25,600 円を年に 1 回給付するものであるため、転学等や破損等を理由に購入し直した場合であっても、同じ年度内に再度申請することはできません。

Q 4 もともと（高校等に合格する前から）所有していたコンピュータを使う場合、その購入費等は給付の対象になりますか。

A 学校の指示により保護者等負担でコンピュータを購入等した者に定額で給付する制度であるため、学校から購入等を指示される前（当該学校に合格する前）に所有していたコンピュータを使用する場合、その購入費等は給付の対象になりません。

Q 5 年度途中で転学し、転学前の学校の指示で購入したコンピュータをそのまま使う場合、その購入費等は給付の対象になりますか。

A 基準日時点に在学している学校が、保護者等負担でコンピュータを購入等するよう指示している場合は給付の対象となります。

なお、転学後に転学先の学校が指定した機種 of コンピュータに購入し直した場合（同一年度に 2 台のコンピュータを購入した場合）であっても、給付は年 1 回（25,600 円）です。

Q 6 私は生活保護を受けています。生徒用コンピュータを購入しましたが対象になりますか。

A 生活保護受給者のうち、生業扶助（高等学校等就学費）を受けている方は対象外となります。

生活保護受給世帯であっても、生業扶助（高等学校等就学費）を受けていない方は、支援の対象となります。

Q 7 コンピュータは学校から貸与されているため、通信費やアプリ代のみしか保護者等負担が発生していませんが支援を受けられますか。

A 制度の見直しを行い定額給付としたことに伴い、コンピュータ本体を購入等していない場合は、対象外となります。